

平成四年通商産業省令第八十一号

計量法附則第三条の計量單位の記号等を定める規則

計量法（平成四年法律第五十一号）附則第七条及び計量法附則第三条の計量單位等を定める政令（平成四年政令第三百五十八号）別表第二第七号の規定に基づき、計量法附則第三条の計量單位の記号等を定める規則を次のように制定する。

（記号）

第一条 計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）附則第七条に規定する経済産業省令で定める法附則第三条第一項から第三項までに規定する計量單位の記号は別表のとおりとする。

（音圧レベルにおける聴感補正）

第二条 計量法附則第三条の計量單位等を定める政令（平成四年政令第三百五十八号）別表第二第七号の音圧実効値に通商産業省令で定める聴感補正を行つて得られる値は、計量單位規則（平成四年通商産業省令第八十号）第六条の規定を準用する。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成五年十一月一日）から施行する。

附 則（平成二年一〇月一三日通商産業省令第二十九号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

別表（第1条関係）

物理の状態の量	計量單位	記号
力	ダイン	d y n
	メガダイン	M d y n
仕事	エルグ	e r g
熱量	重量キログラムメートル	k g f ・ m
	エルグ	e r g
中性子放出率	中性子毎秒	n / s
	中性子毎分	n / m i n
放射能	壊変毎秒	d p s
	壊変毎分	d p m
長さ	ミクロン	μ
	ミリミクロン	m μ
周波数	サイクル又はサイクル毎秒	c、s又はc / s
	キロサイクル又はキロサイクル毎秒	k c又はk c / s
	メガサイクル又はメガサイクル毎秒	M c又はM c / s
	ギガサイクル又はギガサイクル毎秒	G c又はG c / s
	テラサイクル又はテラサイクル毎秒	T c又はT c / s
磁界の強さ	アンペア回数毎メートル	A T / m
	エルステッド	O e
起磁力	アンペア回数	A T
磁束密度	ガウス	G
	マクスウェル	M x
音圧レベル	ホン	d B
濃度	規定	N
	重量キログラム	k g f
力	重量グラム	g f

力のモーメント	重量ミリグラム	m g f
	重量トン	t f
	重量キロトン	k t f
	重量メガトン	M t f
	重量キログラムメートル	k g f ・ m
	重量グラムセンチメートル	g f ・ c m
	重量センチメートル	t f ・ c m
	重量キログラム毎平方メートル	k g f / m 2
	重量グラム毎平方センチメートル	g f / c m 2
	重量グラム毎平方センチメートル	g f / c m 2
	水銀柱ミリメートル	m H g
	水銀柱センチメートル	c m H g
	水柱メートル	m H 2 O
	水柱ミリメートル	c m H 2 O
応力	水柱センチメートル	c m H 2 O
	重量キログラム毎平方メートル	k g f / m 2
	重量キログラム毎平方センチメートル	k g f / c m 2
	重量キログラム毎平方ミリメートル	k g f / m m 2
	重量グラム毎平方センチメートル	g f / c m 2
	重量グラム毎平方センチメートル	g f / m m 2
仕事	重量キログラムメートル	k g f ・ m
工率	重量キログラムメートル毎秒	k g f ・ m / s
熱量	カロリー	cal
	キロカロリー	k c a l
	メガカロリー	M c a l
	ギガカロリー	G c a l
熱伝導率	カロリー毎秒毎メートル毎度	c a l / (s ・ m ・ ° C)
	キロカロリー毎秒毎センチメートル毎度	k c a l / (s ・ c m ・ ° C)
	キロカロリー毎秒毎メートル毎度	k c a l / (s ・ m ・ ° C)
	キロカロリー毎時毎メートル毎度	k c a l / (h ・ m ・ ° C)
	キロカロリー毎キログラム毎度	k c a l / (k g ・ ° C)
比熱容量	キロカロリー毎キログラム毎度	k c a l / (k g ・ ° C)
	キロカロリー毎グラム毎度	c a l / (g ・ ° C)